

されず、朝鮮人の身分の得喪等は、旧国籍法の規定の内容に準じた慣習と条
理により定まるものと解されていた（昭和25年6月1日付け民事甲第15
66号法務府民事局長通達）。

(2) 上記(1)を踏まえて検討する。

前記前提事実（第2の2）に加え、原告の父である金晶は、1925年（大
正14年）11月7日に朝鮮の民籍簿に登載されていた金鍾吉の子として出
生したとして同民籍簿に登載されていたことが認められ（甲1, 9, 10）、
原告は、金晶の子として昭和25年11月27日に日本において出生したも
のであって、これらの事実を前提にすると、原告は、出生当時、朝鮮戸籍令
の適用を受け朝鮮戸籍に登載されていた父の子として出生したものと推認す
ることができ、他に同推認を妨げるに足りる事情は存しない。

以上の認定を前提に、旧国籍法1条の規定を踏まえると、原告は出生によ
り日本国籍を取得したものと認めることができる（なお、原告が現在特別永
住者であるとされていることも、上記認定を裏付けるものといえる。）。

2 争点(2)（本件処分は無効であり、原告は現在も日本国籍を有するか）につい
て

(1)ア 本件において、原告は、平和条約は朝鮮に属すべき人の日本国籍の喪失
について何ら定めておらず、他にこの点に関する法令の規定はないところ、
法務府民事局長が本件通達を発してした本件処分は、根拠なく、朝鮮に属
すべき人の日本国籍を奪ったものであるとして、本件処分が無効である旨
主張する。

イ 平和条約は、2条(a)項で、「日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、
巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放
棄する」と規定している。この規定は、平和条約中の領域に関する定め
である第2章に置かれていることからすると、朝鮮の独立を承認して、朝鮮
に属すべき領土に対する主権（いわゆる領土主権）を放棄する旨を定めた

ものであることは明らかであるが、国家は、人、領土及び政府を存立の要素とするもので、朝鮮の独立を承認するということが、すなわち、朝鮮を独立の国家として承認するということが、朝鮮がそれに属する人、領土及び政府を有することを承認することにほかならないと解されることからすると、同項は、朝鮮の独立を承認するのに当たって、領土に対する主権を放棄すると同時に、朝鮮に属すべき人に対する主権（いわゆる対人主権）をも放棄したものと解するのが相当である。

そして、このように、日本が朝鮮に属すべき人に対する主権を放棄したということは、国家の一部の独立の承認という事態に照らし、また、日本の権利等の「放棄」というその文理にも鑑み、日本の国内法上は、朝鮮に属すべき人について、日本の対人主権に服すべき地位である日本の国籍を喪失させて日本の対人主権に服すべき法律関係を消滅させることを意味するものと解される。その上で、上記にいう朝鮮に属すべき人については、日本と朝鮮との併合以来の日本の国内法における朝鮮人としての法的地位に係る経緯を踏まえると、朝鮮戸籍令の適用を受け朝鮮戸籍に登載されるべき地位にあった者をいうものと解するのが相当である（昭和36年最高裁判決、昭和37年最高裁判決参照）。

そして、1に述べたところからすると、原告は、上記のような地位にあった者に当たると認められるから、平和条約の発効によって、日本国籍を喪失したものであるべきである。

一般に、領土の変更に伴っては、関係する者に係る対人主権の帰属に関する事項である国籍の変更等が問題となるが、本件全証拠によっても、この点に関しては、国際法において確定した原則が存するとは認め難く、各事案における個別の事情に応じて条約により明示的又は黙示的に定められるのを通例とするものと認めるのが相当であり（昭和36年最高裁判決参照）、また、国家の一部の独立に当たり存続する国家がするその承認及び

これらの場合に国家がする主権の放棄の方式等に関しても、同様に、国際法において確定した原則が存するとは認め難いところ、朝鮮の独立及びこれによる関係する者に係る対人主権の帰属に関しては、先の大戦の終了に係る従前の外交的経緯等を踏まえ、既に述べたように、平和条約2条(a)項をもって、国際法上の行為として、日本において朝鮮の独立を承認する旨を明らかにし、併せて日本において朝鮮に対する対人主権を含めての権利等を放棄するとの方法が選択されたものと解され、このような方法が選択されたことについて国際法上問題とすべき点があったとは認められない。

そして、上記の点に関する平和条約2条(a)項の規定にあつては、日本において「朝鮮の独立を承認」すること及び朝鮮に対するすべての権利等を「放棄」することが文言上明確にされていること、国家の一部の独立の承認に当たっては関係する者の国籍の処理が不可避の課題となること、当時の日本の国内法における朝鮮人としての法的地位は、戸籍のみならず適用される法律を異にするものとして、元来の日本人としてのそれとは明確に区別されていたこと等を踏まえると、上記のような文言による規定を含む平和条約の発効により上記のような朝鮮人としての法的地位にある者について日本国籍を喪失させて日本の対人主権に服すべき法律関係を消滅させる国内法上の効果が生じたと解することについて、原告の主張するような平和条約の規定の日本国内における適用上の問題が生ずるとはいい難いものと考えられる。

ウ そうすると、平和条約2条(a)項の規定については、これを合理的に解釈すると、日本において朝鮮の独立を承認することに伴う朝鮮に属すべき人についての日本国籍の処理に関しても定めたものといえ、本件通達(乙1)は、その記載の内容から明らかなように、同規定をもって定められた上記のような内容を国籍及び戸籍に関する事務をつかさどる立場にある者として関係先に周知したものと認めるのが相当である。

(2) 次に、原告は、本件処分は通達によって原告の日本国籍を剥奪したものであり、国籍の変動について法律によるべきであることを定めた憲法10条に違反している旨を述べる。

ところで、憲法10条は、日本国民の要件を法律で定めることを規定しているが、既に述べたように、領土の変更に伴う関係する者の国籍の変更等に関しては、国際法において確定した原則がなく、各場合に条約によって明示的又は黙示的に定められるのを通例とするものであるから、憲法は、上記の事項について条約で定めることを認めた趣旨と解するのが相当である（昭和36年最高裁判決参照）。そして、(1)に述べたところからすると、原告の日本国籍の喪失の効果が本件通達に係る本件処分によってされたことを前提とする憲法10条に関する原告の指摘は採用することができないというべきである。

また、同様の前提に立って本件処分が憲法13条又は14条の規定に違反する旨をいう原告の主張も、やはり採用することができないというべきである（なお、本件においては、弁論の全趣旨に照らし、原告が、以上と異なる前提に立つものとは解し難い。）。

(3) なお、原告は、昭和36年最高裁判決について、各種の問題がある旨を主張する。

ところで、昭和36年最高裁判決は、朝鮮人と婚姻して朝鮮戸籍に登載され、内地戸籍から除籍された者について、(1)に述べたような考え方に従って、当該者は平和条約の発効によって日本国籍を喪失した旨を判示しているのであり、その判断の過程に矛盾というべき点は見当たらない。

また、原告は、昭和36年最高裁判決と①日華平和条約等における関係する者の国籍の処理との不整合、②北方領土問題における処理との矛盾、③過去の条約との不整合を主張するが、原告の挙げる事案は、いずれも、日本の一部の独立の承認に係る朝鮮におけるものとは、基礎となる事情につき同列

には論じ難く、領土の変更に伴う関係する者の国籍の変更等に関しては、国際法において確定した原則がなく、各場合に条約によって明示的又は黙示的に定められるのを通例とするものであることからすると、各事案における個別の事情に応じた歴史的、外交的経緯を経て異なる結果が生じたとしても、それをもって直ちに整合していない等ということとはできない。

さらに、原告は、平和条約により日本国籍を喪失した朝鮮人が無国籍状態になる旨主張するが、平和条約の発効によりある者が日本国籍を喪失することと、その者のその後の他国等における国籍に係る法律関係のいかんとは、別個の事柄であり、この点に関する原告の主張は、既に述べたところを左右するものではない。

3 争点(3) (本件処分に係る国家賠償法上の責任の有無及び額) について

原告は、本件処分が国家賠償法上違法である旨を主張しており、本件通達の発出行為をもって加害行為に当たると主張するものと解される。

しかし、2に述べたように、原告の日本国籍の喪失の効果は、本件通達の発出によるものではないから、その余の点を問題とするまでもなく、原告の国家賠償請求は理由がないといわざるを得ない。

4 よって、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 八 木 一 洋

裁判官 石 村 智

裁判官 藤 井 秀 樹

(別紙)

指 定 代 理 人 目 録

佐藤昌永，石井博之，前畑聡子，上坪健治，天野豪

(別紙) 関係条約, 法律及び通達の定め

1 平和条約

第2章 領域

2条

(a) 日本国は, 朝鮮の独立を承認して, 濟州島, 巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利, 権原及び請求権を放棄する。

(b) 日本国は, 台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利, 権原及び請求権を放棄する。

(c) 日本国は, 千島列島並びに日本国が1905年9月5日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利, 権原及び請求権を放棄する。

(d)ないし(f) 省略

2 旧国籍法(明治32年法律第66号。昭和25年法律第147号により廃止。)

1条 子ハ出生ノ時其父カ日本人ナルトキハ之ヲ日本人トス其出生前ニ死亡シタル父カ死亡ノ時日本人ナリシトキ亦同シ

2条 父カ子ノ出生前ニ離婚又ハ離縁ニ因リテ日本ノ国籍ヲ失ヒタルトキハ前条ノ規定ハ懐胎ノ始ニ遡リテ之ヲ適用ス

前項ノ規定ハ父母カ共ニ其家ヲ去リタル場合ニハ之ヲ適用セス但母カ子ノ出生前ニ復籍ヲ為シタルトキハ此限ニ在ラス

3条 父カ知レサル場合又ハ国籍ヲ有セサル場合ニ於テ母カ日本人ナルトキハ其子ハ之ヲ日本人トス

3 通達

(1) 本件通達

近く平和条約(以下単に条約という。)の発効に伴い, 国籍及び戸籍事務に関しては, 左記によって処理されることとなるので, これを御了知の上, その取

扱に遺憾のないよう貴管下各支局及び市区町村に周知方取り計らわれない。

記

第1 朝鮮及び台湾関係

(1) 朝鮮及び台湾は、条約の発効の日から日本国の領土から分離することとなるので、これに伴い、朝鮮人及び台湾人は、内地に在住している者を含めてすべて日本の国籍を喪失する。

(2)から(5)まで 省略

(2) 昭和25年6月1日付け民事甲1566号法務府民事局長通達

第2の6

朝鮮人及び台湾人に関する国籍及び戸籍の取扱いについては、新国籍法施行後も従前と異なるところはない。

これは正本である。

平成 23 年 7 月 20 日

東京地方裁判所民事第3部

裁判所書記官 玄長 恵子

